

1月16日 外務、水産、河野、岡部、相模
真摯な話し合い。

極 秘

基本関係

1. 基本関係についての日本側の立場は、
前回述べたとおりであり、日韓両国の間の
実質的な見解の差異は、うしろたいと了解
する。

2. 竹島帰属問題についても、前回述べ
たとおりであるが、これを基本関係委員会
の正式の「議題」とする意図はない。

漁業問題

1. A, B, Dの各共同規制水域における
両国の出漁漁船の制限隻数については、今日
まで韓国側腹案の全ぼうが提示されていない
が、早急に提示されたい。

日本側としては、日本漁船の操業実績を
認め、尊重した制限隻数とすることを強く要望す。
赤城元会談において日本側が提示した日本
漁船の操業実績に応じた制限隻数付列表
のとおりである。

2. 漁業協定は長期的なものである。但し、
共同規制水域における出漁隻数は、協定
成立の際、付属書等において上に述べた日本側
案により決定もするものとす。その後、共同委員
会において行なう科学的資源調査の結果に
基づき、必要の都度修正変更するものとす用意
がある。

3. 共同規制水域で操業する日本漁船

に對するは、入漁料、韓国側一方向的
管理権に關して韓国側は「善意をもって
日本側の意見も考慮する用意がある」と述べて
いるが、これは前回提示の日本側立場
漁業問題中、又項を受け入れたものとみられ
ない。

4. 日本域については、日本側は漁業問題
に關する大筋の合意ができたが、漁業資
源に關する調査研究の結果として協議
するという方針に変わらぬ。

5. 漁業協力のについては日本側は前同
とあり、姿勢に変わらぬ。

position

(別表) 赤城元会談による日本が提案した共同規制隻数
(韓国側隻数も日本と同等にして差をない)

○以西査曳

農林大臣許可隻数 276 隻のうち 1280 以西の A 及

A-B 海域を通過 } 11 月 ~ 4 月 370 隻

5 月 15 日 ~ 8 月 ~ 10 月 200 隻

○以東査曳

農林大臣許可隻数 202 隻のうち

1280 以東 } B 海域 140 隻

C 海域 50 隻

○まきい網

農林大臣許可隻数 162 隻のうち

A, B, C 海域を通過 150 隻

○さばい網

操業実随船隻数 約 600 隻のうち

A 海域 90 隻

B 海域 230 隻

○ 其他の漁業

はえなわ、ひきなわ、刺網、しころ一本釣、突棒等、
沿岸漁業船については、日本側の自主規制方式とし、
突棒船の約250隻のうち、190隻は自主的に
規制する。

(註) 岩手大臣許可隻数との採集船数は同一である
本ライン内において採集している漁船の隻数である。

請求権問題

1. 平和条約第4条に基づく請求権問題を完全に解決するため、大平・金沢解による経済協力を供与するのであるから、一般請求権のみならず、船舶文化財産・韓国側の主張している対日請求権問題一切はこれにより解決済みである。但し文化財については前回述べたとおりである。

2. なお、わが方の請求権として拿捕漁船
に関する請求権、固有船舶の保護請求権
等がある。